

成年後見 センターだより

発行：新宿区社会福祉協議会
新宿区成年後見センター

平成 28 年 12 月 1 日発行

第 9 号

成年後見制度

相談する？
相談しない？

5つのチェックポイント

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害により、判断能力が不十分な方の権利を守る制度です。判断能力不十分な方において以下のようなことがありましたら、成年後見制度の利用が望ましい可能性がありますので、当センターまでご相談ください。



通帳を紛失し、金融機関に再発行に行くことがたびたびある。

本人を守るために成年後見人等が財産管理をすることで、金銭面での問題が解決される可能性があります。また財産管理だけではなく、福祉サービスや医療に関する手続きを成年後見人等が支援することで、本人の意思が反映され、安定した暮らしを送れるようになるかもしれません。

入院費用を家族が立替えているが、本人の預貯金から支払いたい。

近年、金融機関は口座名義人以外の手続きを認めないことが多く、家族が預貯金の払戻しを行えないことが少なくありません。成年後見人等は法的に本人の代理人となり、預貯金や不動産の管理を行いますので、制度利用の一考が必要かもしれません。



認知症の親の預貯金を兄弟が使い込んでいるようだ。

成年後見人等は本人の権利を守ることが役割となります。弁護士、司法書士、社会福祉士など専門職後見人の活用も解決のひとつになるかもしれません。

施設に入所予定だが、保証人になれる親族がない。

成年後見人等が保証人（身元引受人）になることはできませんが、成年後見人等の職務として利用料の支払いや入院時の病院での手続きができることから、成年後見人等が就くことで入所・入院への対応が可能となるかもしれません。



注文していない商品が送られてきたり、勧められるがままにリフォーム工事の契約をしてしまった。

判断能力が不十分となり、自分に不利益な契約であっても正しい判断ができずに契約を結んでしまっている可能性があります。不利益や不要な契約な取消が可能なら、成年後見制度の利用の検討が必要かもしれません。



上記チェックポイントに1つでも該当する場合は、

専門家の**無料相談**をぜひご利用ください！



詳しくは次ページへ

おすすめ 専門相談

訪問専門相談も行っています！

専門相談とは？

地域の身近な成年後見制度の相談窓口として、毎週月・水・金の曜日ごとに異なる専門家が相談を受けています。

専用相談室があり、プライバシーや秘密厳守に配慮しています。

ぜひ、ご活用ください！

●相談日・相談員

月曜日：司法書士
水曜日：弁護士
金曜日：社会福祉士

●場所

成年後見センター相談室

●相談料：無料

●時間

①13時～14時
②14時30分～15時30分

●利用方法

要予約。4面連絡先にお申してください。
※職員より、予約時に相談内容をお伺いします。



ご都合により来所が難しい場合は、専門家がご自宅に訪問します。

ご自宅以外にも、新宿区社会福祉協議会東分室（三栄町25）などでも相談できます。訪問の日時は、ご希望をお聞きした上で調整します。（祝日以外の平日月～金曜日 9時～17時対応）

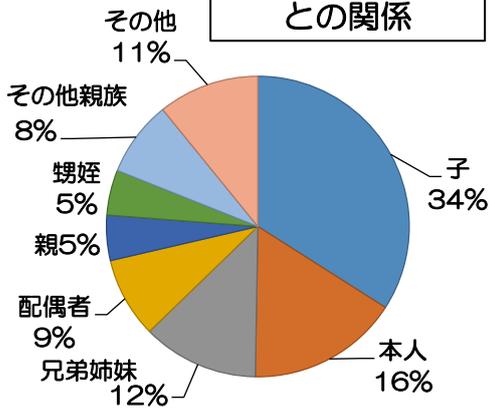


専門相談はどんな人が来るの？

～平成27年度専門相談統計～



①相談者と対象者との関係



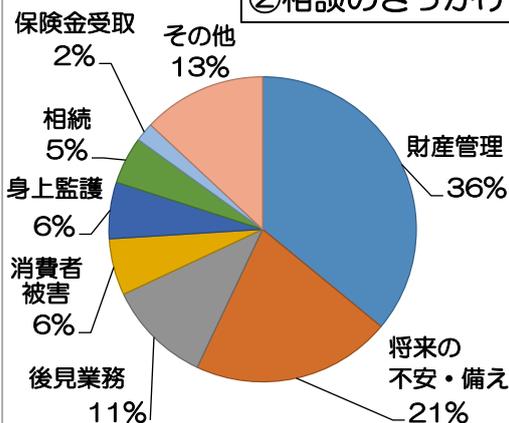
平成27年度の専門相談の利用は185件ありました。

まず相談者は「子」が34%と最も多く、続いて「本人」となり、合わせると全体の半数を占めています。親族からの相談は全体の9割を占め、特に、離れて暮らす親族から一人暮らしの高齢者についての相談が多くなっており、単身高齢世帯が多い新宿区の特徴が見えます。

相談のきっかけとしては「財産管理」が最も多くなっています。認知症のため預貯金の払い戻しができない、計画的な金銭管理ができないなどの相談がありました。続いて「将来の不安・備え」の相談が2番目に多く、その中でも、高齢である自分自身が認知症になった場合に備えて、任意後見制度について相談する方が半数以上を占めていました。

相談後にはアンケートを実施しており、「相談して良かった」という回答を99%の方からいただきました。

②相談のきっかけ



- ・不安だった気持ちが楽になったのが一番良かったです。
- ・疑問に思っている事を丁寧に分かり易く教えて頂き助かりました。

（アンケートの感想抜粋）



突撃!

相談員に聞きました!

当センターの専門相談の相談員をしている専門家にインタビューを行いました。

質問内容

- Q1 専門職としてどのような相談が多いですか。
- Q2 相談を受ける際に気を付けていることはありますか。
- Q3 成年後見制度が役立っていると感じる時はどんな時ですか。
- Q4 成年後見制度の利用を考えている方へのメッセージをお願いします。



月曜日
司法書士

- A1 不動産関係や相続問題が関係する相談が多いです。
- A2 相談しやすい雰囲気になるよう言葉づかいに気をつけ、人間関係を描けるよう心がけています。また、相談者の表情などから何を聞きたいか考えながら、わかりやすく簡潔に答えられるよう気を付けています。
- A3 特に一人暮らしの方には手続きの代行や見守りの観点から、後見人が生活の手助けになっている時に役立っていると感じます。本人の希望を他者に伝える代弁者としての役割を果たしています。
- A4 無料の相談なので、気軽に来てほしいです。相談することで、制度利用するかどうかの判断材料としてください。

- A1 法的課題のある相談が多く、親族間での財産問題に関する訴訟や調停事案が多いです。
- A2 後見申立が可能か判断できるように、相談者の最低限の情報を得るようにしています。法律的な課題などを助言をすることで、道筋が立てられるよう心がけています。
- A3 家族がいる方には関わる人が増え複雑になる面もありますが、本人の権利や財産を守る立場の人がいるのは大きいです。
- A4 お金はかかりますが、家族が遠方で対応が難しい時には役立つ制度です。本人の生活や権利を守る制度であり、本人が亡くなった際の手続きを円滑にする制度ではないことをご理解ください。



水曜日
弁護士



金曜日
社会福祉士

- A1 身上監護面、自治体の補助や福祉制度に関する相談を得意としています。成年後見制度についてわからないことが多く、利用した方がよいかどうか判断がつかないといった相談が多いです。
- A2 判断能力を含めたその方の持つ力や希望、成年後見制度を利用することでのメリットを正確に把握できるように気を付けています。
- A3 後見人等の関与により、本人の権利や生活が守られている時に役立っていると感じます。
- A4 任意後見制度は本人の意思を生かせるよい制度ですが、よく理解して契約する必要があります。将来のことを考えている時は、専門相談や自治体などの相談窓口に行き、助言を受けた上で判断してほしいと思います。

インタビューの中で「その方の権利や生活を守る」という各専門家の熱い思いを聞くことができました。成年後見制度（法定後見・任意後見）についてお悩みの方は、気軽に相談できる窓口「**専門相談**」をご活用ください！（連絡先は4面参照）



「成年後見制度と遺言」講座開催報告

平成28年10月22日(土) 戸塚地域センターで「成年後見制度と遺言」講座を開催し、39人の方にご参加いただきました。

「成年後見制度」と「遺言」は異なる制度ですが、共通する”老いたく”という観点から、遺言の内容や成年後見制度の利用について事例を交えて説明いただきました。「遺留分について知れてよかった。」「成年後見制度についてもう少し勉強しようと思った。」などの感想をいただきました。



成年後見入門講座・出張相談会

日にち 平成28年12月13日(火) 対象 新宿区在住・在勤・在学の方
会場 大久保地域センター 3階 会議室A (大久保2-12-7)

 参加費・相談料

無料

成年後見制度入門講座

時間 午後2時30分～午後4時30分
講師 社会福祉士 黒田山彦氏

出張相談会

時間 ①午後5時～ ②午後6時～
※相談時間は各45分

相談員 弁護士または社会福祉士

定員 全4組(先着順・11月22日(火)から受付開始)



申込方法

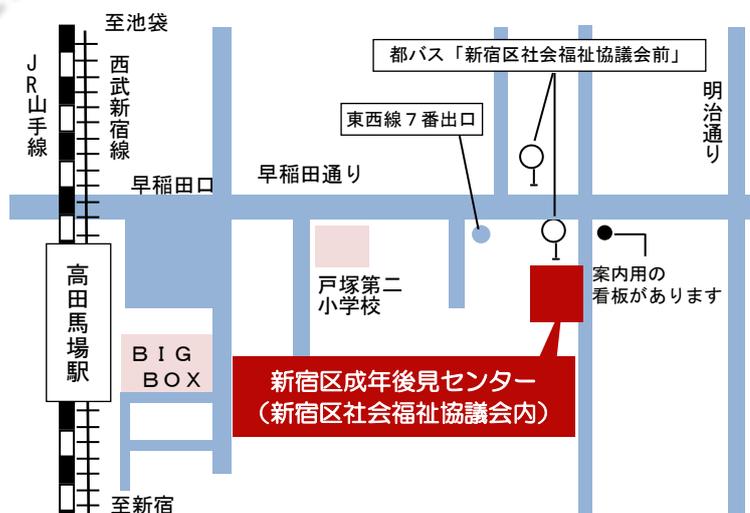
電話・FAX・Eメール・ハガキのいずれか。①～⑤を明記の上、下記連絡先までお申してください。(相談会については電話・FAX・Eメールでお願いします。事前に相談内容をお伺いします。)

- ①氏名(ふりがな)②在住・在勤・在学の別③電話番号(FAXの場合はFAX番号)④申込希望(本講座、または相談会)
⑤本講座・相談会をお知りになったきっかけ ※相談会については11月22日(火)より受付開始します。(先着順)

民法等の改正により、家庭裁判所が審判を下した場合、①成年被後見人宛て郵便物を成年後見人の住所(事務所)に回送すること、②成年被後見人死亡後の事務を成年後見人が行うことが可能になりました。詳しくは、東京家庭裁判所のホームページ「後見サイト」をご確認ください。

新宿区成年後見センター ご案内

- ◇JR山手線・西武新宿線
高田馬場駅下車早稲田口から徒歩7分
- ◇東京メトロ東西線
高田馬場駅下車7番出口から徒歩3分
- ◇都バス
「上69」小滝橋車庫⇄上野公園
または、「飯64」小滝橋⇄九段下
「新宿区社会福祉協議会前」下車徒歩1分



【住所】〒169-0075 新宿区高田馬場1-17-20 (新宿区社会福祉協議会内)

【電話】03-5273-4522 【FAX】03-5273-3082

【E-mail】skc@shinjuku-shakyo.jp

【URL】<http://www.shinjuku-shakyo.jp>

※ 新宿区社会福祉協議会が新宿区から運営を受託しています。